

大東市人權行政基本方針

(素案)

大東市

目次

はじめに	1
第1章 基本方針の策定にあたって	2
1 基本方針策定の背景と趣旨	2
2 国際的な動き	2
3 国の動き	3
4 大阪府の動き	5
5 本市のこれまでの取組	5
6 基本方針の位置づけ	7
第2章 基本的な考え方	8
1 本市における人権行政の基本的考え方	8
2 人権行政推進のための基本的認識と方向	8
第3章 人権問題の現状と取組の概要	11
1 女性の人権	11
2 子どもの人権	12
3 高齢者の人権	13
4 障害を理由とする偏見や差別	14
5 部落差別(同和問題)	15
6 外国人の人権	16
7 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別	17
8 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別	17
9 インターネット上の人権侵害	18
10 その他の人権問題	19
第4章 人権行政の推進	22
1 人権教育・啓発の推進	22
2 相談体制の充実	23
2 人権行政推進のための体制	24
資料	
1	

はじめに

第1章 基本方針の策定にあたって

1 基本方針策定の背景と趣旨

本市では、2001(平成 13)年に策定した「第4次大東市総合計画」で示された目標達成のため、人権を確立・維持・発展させることと、互いに人権を尊重し合うまちづくりを推進することが不可欠であるとの考えのもと、2005(平成17)年に「大東市人権行政基本方針」を策定しました。

その基本方針も策定から17年が経過し、これまで取り組んできた人権問題に加えて、新たな問題が生じるなど、人権を取り巻く状況は、ますます多様化・複雑化しています。

「日本国憲法」が保障する「基本的人権」と「市民的権利・市民的自由(市民社会における権利と自由)」を、地域社会や市民生活の中で確立することが、自治体行政の目的であることを改めて認識するとともに、「自治体行政」がすなわち「人権行政」であるという「大東市人権行政基本方針」の理念を引き継ぎながら、大東市総合計画に即して、近年の人権を取り巻く現状を踏まえた基本方針の見直しを行います。

2 国際的な動き

21世紀は「人権の世紀」といわれています。20世紀、人類は2度にわたり世界大戦を経験しました。多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした2つの大戦への反省から、第二次大戦後、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まります。そして、1948(昭和 23)年、国際連合(以下「国連」という。)において、「差別撤廃・人権の確立が平和への基礎である」との考えに基づき、すべての人民と国とが達成すべき共通の基準として、「すべての人間が生まれながらにして、自由かつ平等であり、いかなる差別も受けない」ことが定められた「世界人権宣言」が採択されています。国連では、この宣言を実現するため、法的拘束力を持つ国際人権規約を採択し、その後もさまざまな分野における人権に関する諸条約を採択するなど、国際的な人権保障の確立に努めています。

1969(昭和44)年	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
1981(昭和56)年	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
1990(平成2)年	児童の権利に関する条約
2008(平成20)年	障害者の権利に関する条約

1993(平成5)年に開催された世界人権会議において採択された「ウィーン宣言」及び「行動計画」では、人権が普遍的価値であることが確認され、「すべての人権の促進・保護は、国際社会の正当な関心事項であり、その政治的、経済的及び文化的制度の如何にかかわらず、国家の義務である」とされました。

また、1994(平成6)年の国連総会においては、1995(平成7)年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、2005(平成17)年から開始された「人権教育のための世界計画」は、現在も取組が進められています。

また、2015(平成27)年の国連総会では、「持続可能な開発のための目標(SDGs)」が採択されました。SDGsは、持続可能な世界を実現させるための17の目標と169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」という考え方を基礎として、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と、すべての女性と女子の能力強化を達成することをめざす」ことがその前文に明記されています。



3 国の動き

日本では、世界人権宣言に先立つ1947(昭和22)年に、「国民主権」や「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を三大原理のひとつに掲げた「日本国憲法」が制定され、すべての人々の基本的人権は侵すことのできない権利として保障されることとなりました。

また、国内に存在するさまざまな人権問題に対し、基本法を制定し、解決に向けた取組が進められています。

1970(昭和45)年	障害者基本法
1995(平成7)年	高齢者社会対策基本法
1999(平成11)年	男女共同参画社会基本法
2005(平成17)年	犯罪被害者等基本法
2006(平成18)年	自殺対策基本法

さらに、それぞれの人権問題において、早急に解決を図るべき問題への具体的な規定を盛り込んだ個別法が制定されました。

1969(昭和44)年	同和対策事業特別措置法(13年)
1982(昭和 57)年	地域改善対策特別措置法(5年)
1987(昭和 62)年	地対財特法(一部改正あり・15年) 2002(平成14年)終了
2000(平成12)年	児童虐待防止法
2001(平成13)年	配偶者暴力防止法
2006(平成18)年	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律
	高齢者虐待防止法
2013(平成25)年	いじめ防止対策推進法
2014(平成26)年	子どもの貧困対策推進法
2015(平成27)年	女性活躍推進法
	生活困窮者自立支援法
2016(平成28)年	障害者差別解消法
	ヘイトスピーチ解消法
	部落差別解消推進法

1997(平成9)年には、国連の「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)を受けて、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が策定され、国や地方自治体においても人権教育・啓発の積極的な取組が進められてきました。

2000(平成12)年には、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国や地方自治体、国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この法律を具体化するため、2002(平成14)年に、「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されています。

4 大阪府の動き

大阪府では、人権尊重の大切さを示すとともに、人権施策を進める枠組みをつくり、すべての人の人権が尊重される社会をめざして、1998(平成10)年に「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が制定されました。

同条例の具体化のために、2001(平成13)年に「大阪府人権施策推進基本方針」が策定されたことに続き、同方針が示す「人権意識の高揚を図るための施策」を総合的に推進するため、2005(平成17)年には「大阪府人権教育推進計画」が策定されています。

また、2015(平成27)年には、差別解消について、府民の理解を深めることを目的とした「差別のない社会づくりのためのガイドライン～すべての人の人権が尊重される社会をめざして～」が策定され、人権教育や啓発の総合的な推進が図られています。

近年の取組としては、2019(令和元)年10月に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」が、同年11月には「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」が制定されました。

また、人権問題が多様化する中、2019(令和元)年には、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」が改正され、府民と事業者に人権尊重の社会づくりに理解と協力を求める規定が設けられるなど、各条例や計画は、国際的な潮流や時代の変遷とともに改正されています。

5 本市のこれまでの取組

本市では、2001(平成13)年に施行した「大東市人権尊重のまちづくり条例」の目的の通り、人権に関わるさまざまな条例等を制定して、「すべての人の人権が尊重されるまちづくり」に取り組んでいます。

2001(平成13)年	大東市人権尊重のまちづくり条例
2005(平成17)年	大東市人権行政基本方針
2006(平成18)年	大東市自治基本条例 ※誰もが安心して住み続けられる大東市を創造することを目的とする
2007(平成19)年	大東市男女共同参画推進条例
	大東市子ども基本条例

	※すべての人が子どもの誕生や成長を喜び、支え合う社会を築くことを目的とする
2014(平成26)年	大東市バリアフリー基本構想
2015(平成27)年	大東市こころふれあう手話言語条例 ※手話の理解や普及、手話を使用しやすい環境づくりを行い、すべての市民が安心して暮らせる地域社会を実現することを目的とする

また、分野別の計画においても、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人、性的マイノリティ、こころの病などの人権問題に関する具体的施策を掲げて、取組を推進しています。

大東市地域福祉計画	大東市男女共同参画社会行動計画
大東市総合介護計画	大東市子ども・子育て支援事業計画
大東市障害者長期計画	大東市障害福祉計画 ほか
大東市自殺対策計画	

近年の人権の動向に対応する取組としては、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止を目的として、動画(「STOP! コロナ差別」)の作成・公開を行うほか、「シトラスリボンプロジェクト」への賛同を宣言するなど、差別解消に向けた取組を行っています。

また、2021(令和3)年には、インターネットを介した誹謗中傷やプライバシー侵害等に対応するため、「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を施行しています。

そのほか、災害が頻発する中、避難所においては、女性や子ども、障害のある人など、全ての人の視点に立った配慮が求められており、その対策の一つとして、障害のある人に支援用のバンダナを配付し、周囲に適切な配慮を促す取組を進めています。

本市の人権啓発は、行政と市民の協働により取組が進められており、広く市民を対象にした事業が企画・実施されています。

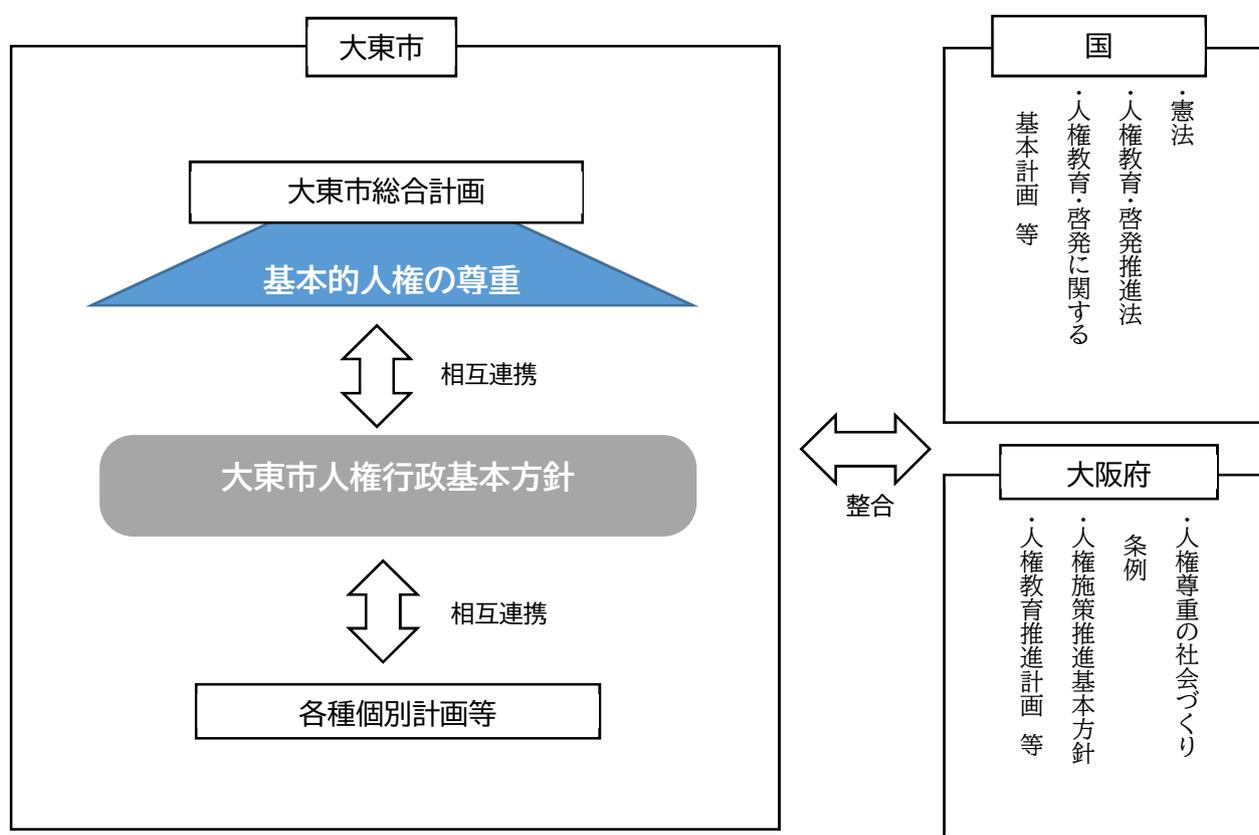
人権パネル展	憲法週間記念のつどい
地域集会	人権週間記念のつどい
親と子で平和を考えるつどい	市民じんけん講座
ヒューマンコンサート	人権啓発ステップ・アップ講座 ほか

6 基本方針の位置づけ

本市では、すべての人の人権を尊重し、多様性を認め合い、それぞれの個性と能力を
発揮できるまちづくりをめざしています。

SDGsも、「誰一人取り残さない」「すべての人の人権を実現する」人権尊重の理念が
基礎となっていることから、総合計画において、SDGsをまちづくりの考え方の土台とし
て位置付けています。

このことから、本市は「人権尊重」の考え方をあらゆる政策の根幹に据えており、大東
市人権行政基本方針は、その基軸となる方針です。



第2章 基本的な考え方

1 本市における人権行政の基本的考え方

～一人ひとりの違いを受け入れ、あなたをあなたと認め、私を私と認めてもらえる社会の構築～

人権とは「人間の尊厳に基づいて各人がもっている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」です。

人権は、だれもが自分の意志で自由に生きることができ、また、平等な扱いを受け、個人として尊重されると同時に、互いに尊敬し合い、共に幸福に生きていくことのできる社会を実現するために必要な概念として生み出されました。

人権は、その人自身が権利の主体者として、市民社会における権利と自由を確立することと同時に、自分以外の「個人」の尊厳も尊重することが重要となります。

つまり、人権尊重の社会とは、互いの自由と平等を尊重し合う「個人」によって構成され、成長し、成熟していく社会といえます。

本基本方針のテーマである「人権行政」とは、市民社会における諸権利を確立することであり、市民一人ひとりがその権利と行使について自覚し、互いに尊重し合うことによって、人としての幸せな生活を営んでいく社会を実現することです。

これまで本市は、差別の解消を中心に、人権尊重のまちづくりを進めてきましたが、今後は、それをさらに発展させ、「一人ひとりの違いを受け入れ、あなたをあなたと認め、私を私と認めてもらえる」ダイバーシティ(多様性)社会の構築に向けた取組を推進し、人権に対する認識や心構え、さらには自己実現が可能な環境が整った人権尊重のまちづくりをめざします。

2 人権行政推進のための基本的認識と方向

(1)自治体行政の目標は「市民の権利(=人権)の確立」

憲法の理念に基づいて、「福祉」「保健・医療」「都市整備」「環境」「教育」「労働」「防災」など市民生活のさまざまな分野における市民的権利と市民的自由を確立・保障することが、自治体の役割であり、その意味で市民の生活を支える自治体行政全体が、すなわち人権行政そのものであるといえます。このことから、人権行政推進にあたっては、人権政策部局だけでなく市内のすべての部局が市民の基本的な人権の確立・保障にかかわっているという認識に立って施策に取り組めます。

また、国際目標であるSDGsの理念「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」は、本市がこれまで「大東市人権尊重のまちづくり条例」に基づいて推進してきた、あらゆる差別の解消や多様な文化、価値観の違いを認め合う「多文化共生社会」の推進、ジェンダー平等社会の実現など、すべての人の人権を尊重し、多様性を認め合い、それぞれの個性と能力を発揮できるまちづくりに通じることからも、人権尊重の考え方をあらゆる政策の根幹に据え、まちづくりを進めていきます。

(2)人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000(平成 12)年施行)では、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進を地方公共団体の責務と定めています。

また、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、人権尊重の理念を「自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うこと、すなわち、人権共存の考え方」とし、人権教育・啓発の基本的なあり方として、以下の3点が挙げられています。

- 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供
- 発達段階等を踏まえた効果的な方法
- 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

これらを踏まえて、本市の実情に即した人権教育・啓発の取組を推進します。

(3)相談体制の充実

人権教育・啓発による人権意識の高揚とあわせて、人権問題が生じた際に、当事者の立場に立った相談活動を行うことが地方自治体の役割として求められています。個別の人権課題に迅速かつ適切に対応し、早期の解決に導くことができるよう、相談・支援体制の充実、強化を図ります。

(4)行政と市民との協働・連携による地方自治

行政の役割は、市民の主体的な取組を促進することによって市民の幸福を確立していくことです。

そのためには、地域社会における課題解決をめざして、市民や市民組織と行政との間にパートナーシップを確立するとともに、市民が自立した個人としてエンパワーメントするための支援体制の整備が必要不可欠です。

本市がこれまで実施してきた市民とともに創るまちづくりをさらに充実させ、パブリックマインドをもった事業者や市民との豊かなパートナーシップによる公民連携事業を推進します。

The infographic features a light blue background with various white icons of people in different poses and activities, such as sitting at a desk, walking, and holding hands. A central dark blue rounded rectangle contains the main title. Below it is a large light green rounded rectangle containing a list of human rights issues and two boxes at the bottom. The overall design is clean and modern.

あなたをあなたと認め 私を私と認めてもらえる 社会の構築

- 女性の人権
- 子どもの人権
- 高齢者の人権
- 障害を理由とする偏見や差別
- 部落差別（同和問題）
- 外国人の人権
- 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別
- 性的傾向及び性自認を理由とする偏見や差別
- インターネット上の人権侵害
- その他の人権問題

人権教育・啓発の推進

人権行政推進のための体制づくり

第3章 人権問題の現状と取組の概要

人権は、特定の人々の権利ではなく、人種や民族、性別などを超えて、すべての人に認められた権利です。差別の解消や違いを認め合う意識の醸成とともに、一人ひとりの価値観に応じた自己実現や希望をかなえられる環境を整えることも必要です。

本章においては、国際的な動き、国や大阪府の動き、本市のこれまでの取組、市民意識調査や関係団体へのヒアリングなどを通じて、人権問題の現状と課題を整理するとともに、今後の方向性を次のとおり定めます。

1 女性の人権



(1)現状と課題

【社会情勢】

日本では、さまざまな場面における意思決定や科学技術分野における女性の参画が他の先進国に比べて遅れており、世界経済フォーラムが毎年公表する各国における男女格差を数値化した「ジェンダーギャップ指数」では、日本は低い水準にとどまっています。その背景の一つには固定的な性別役割分担意識や性別に基づく思い込みの影響があり、女性が十分に能力を発揮する機会が保障されていない状況です。

また、ドメスティック・バイオレンス(DV)など、パートナー等、親密な関係にある(あった)人から振るわれる暴力は、男女間の力関係の差や女性を下に見る意識などから、被害者の多くが女性であるという実態があります。

【大東市】

本市では、「大東市男女共同参画推進条例」において、市や市民、事業者等の責務を定め、男女間の不平等や人権侵害をなくす取組を進めてきましたが、2020(令和2)年に実施した「大東市人権に関する市民意識調査」(以下、市民意識調査という。)では、固定的な性別役割分担につながる性別特性論に対して、若年層では、否定的な傾向にあるものの、肯定する割合が一定数存在しており、特に男性に強い傾向がみられます。

その一方で、政治分野への女性の不参加や雇用における採用・昇進の男女格差については、年代を問わず否定的な意識が高い傾向にあります。

(2)今後の方向性

「大東市男女共同参画社会行動計画」に基づき、誰もが性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざします。

性別に基づく暴力の根絶やジェンダー平等意識の向上を図る取組を進めるとともに、あらゆる意思決定の場に男女双方の意見が反映されるよう努め、社会生活や家庭生活において、互いに対等な立場で認め合い、人間関係を形成できる社会をめざします。

2 子どもの人権



(1)現状と課題

【社会情勢】

児童虐待や育児放棄(ネグレクト)、体罰、児童ポルノ、子どもへの性犯罪などによって、子どもたちが安全かつ安心して成長できる環境が脅かされています。

また、子どもの自殺、不登校が増加しており、「なんとなく学校になじめない」という“隠れ不登校”の子どもたちも存在しています。

その背景には、コロナ禍による学校や家庭の環境変化による影響とともに、SNSなどインターネット上での仲間外れや誹謗中傷といった子どものいじめが多様化していることも挙げられます。

さらに、家庭における、世帯間の経済格差の拡大による子どもの貧困問題や、学校における過度の校則規定、ヤングケアラーなど、子どもの人権に関わる新たな課題が顕在化しています。

【大東市】

市民意識調査では、「不登校」や「いじめ」について、不登校児童(生徒)やいじめられている本人の責任に帰するとする考えを持つ人が2割程度存在しています。

また、「体罰」、「いじめ」、「校則」については、30歳代以上で容認する傾向がみられ、子どもの家庭環境による「教育格差」については、30歳代において容認する傾向がやや強くみられています。

(2)今後の方向性

「大東市子ども基本条例」に基づき、子どもたちが、生まれながらにして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をもつ主体であることを周知徹底するとともに、「大東市子ども・子育て支援事業計画」の推進により、虐待防止対策や子どもの貧困問題への対応を図ります。また、「大東市いじめ防止基本方針」に基づき、子どもたちがいじめの被害者にも加害者にもならないよう取組を進めるとともに、一人ひとりの違いや個

性を認め合える教育環境の構築や子どもたちの意欲や関心に応じた多様な学びの機会の提供を進めます。

インターネット利用の低年齢化により、ネットいじめも増加傾向にあることから、インターネットがいじめの温床とならないよう、「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」に基づき、インターネットリテラシーの向上等にも取り組みます。

また、格差の容認意識などにより、子どもの健やかな成長が妨げられることのないよう、子育て世代への支援を推進します。

3 高齢者の人権



(1)現状と課題

【社会情勢】

認知症などの要介護高齢者の増加に伴い、施設や家庭において高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護・世話の放棄、財産権の侵害、行動の制限などが起こっています。また、高齢者を狙う悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別、賃貸住宅への入居拒否など高齢者に対するさまざまな人権侵害が生じています。

【大東市】

本市では、元気でまっせ体操や生活サポーター制度など、高齢者自身の自主的・自立的な取組の支援と高齢者を支え合う制度との両輪で、高齢者が生き生きと暮らせるまちづくりに取り組んできました。

しかし、全国的な傾向と同様に、認知症高齢者の介護や老々介護、老親が社会的に孤立した中高年の子どもを支える 8050 問題、介護者が精神疾患や発達障害等を抱えているケースなど、高齢化社会の進展にともない、さまざまな問題が発現しています。

高齢者の虐待事案では、被害者だけでなく、加害者自身に悩みや生きづらさがあり、助けを求めるサインである場合もあります。

(2)今後の方向性

「大東市総合介護計画」を着実に推進し、高齢者の尊厳を守るために、認知症高齢者対策、高齢者虐待防止、権利擁護に取り組むとともに、介護を担う家族のケアや相談支援を充実します。あわせて、これまでまちを支えてきた高齢者が住み慣れたまちで引き続き安全・安心に暮らせるよう、地域社会における理解や見守り体制の構築を進めます。

また、年齢にかかわらず、生き生きと健康に暮らし、活躍し続けられるよう、社会にさまざまな形で参画できる機会を設けるなど、生涯活躍のまちづくりを推進します。

4 障害を理由とする偏見や差別



(1)現状と課題

【社会情勢】

すべての人は、障害のあるなしにかかわらず、等しく基本的人権を有するかけがえない存在であるにもかかわらず、日常生活や雇用・職場など、さまざまな場面において、障害を理由とした差別や偏見が起こっています。

また、障害のある人の自立生活の基盤となる福祉施設などの設置に際し、地域住民との摩擦(施設コンフリクト)や賃貸住宅における入居拒否などの問題が起こっています。発達障害や学習障害などの特性への対応や支援の必要性も十分に理解されているとはいえない現状です。

【大東市】

本市は、全国に先駆けて「地域リハビリテーション」に取り組んでいるまちであり、また、2020 東京オリンピック・パラリンピックにおいては、ホストタウンとして登録されるなど、共生社会の風土が育まれているまちです。

また、障害者就労・定着支援や「手話は言語である」との認識に基づいた「大東市ころふれあう手話言語条例」を大阪府内で初めて制定するなど、先進的な取組を進めているほか、災害などの非常時においても、災害時支援用のバンダナを配付し、その着用によって、適切な情報伝達や支援が受けられるよう取り組んでいます。

こういった取組によって、市民意識調査においても、障害のある人の自己決定や社会参画について、一定の理解が広がっている傾向にあります。一方で、障害のある人と結婚することについて判断を保留する人や企業における障害者法定雇用率が達成できないことについて、やむを得ないと考える人の割合が高いという結果も出ています。

(2)今後の方向性

障害のあるなしにかかわらず、全ての人が平等に人権を享受し、行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じてバリアを取り除く「合理的配慮」を行うとともに、「大東市障害者長期計画」においてめざす姿である、障害の有無に関わらず一人ひとりの人格と個性を尊重し、違いを認め合い、すべての人が共に支え合い共に生きるインクルーシブ社会の実現に向け、取組を推進します。

また、自立や生きがいづくりにつながる社会参画を支援するなど、だれもが活躍できる社会の構築に取り組むとともに、障害のある人自身が出産に対して否定的な意識や権利行使を躊躇するなど、自己肯定が低い傾向にあることから、周囲だけでなく、当事者自身に向けての啓発にも取り組みます。

5 部落差別（同和問題）



(1)現状と課題

【社会情勢】

1969(昭和 44)年から 2002(平成 14)年の33年間にわたり実施された特別対策によって、劣悪な生活環境や低位な教育・文化水準、不安定な職業など実体的差別はほぼ解消されたことから、「すでに部落差別(同和問題)はない」と言う人もありますが、実際には被差別部落に対する忌避意識や結婚差別などにみられる心理的差別が未だに根強く残っています。

近年では、インターネット上で被差別部落の所在地や関係者の個人情報が無断で公開される事例が生じており、それらの情報が拡散されることによって、差別や偏見の助長につながっていくことが懸念されます。

【大東市】

本市では、いち早く同和対策等に取り組み、差別の解消に積極的に努めてきました。しかしながら、市民意識調査では、部落差別(同和問題)等に関心を持っている人は1割に満たず、部落差別(同和問題)学習の必要性を肯定する人は3割程度にとどまっています。

「部落差別(同和問題)はそっとしておけば自然になくなる問題だから、教育や啓発はしない方がよい」という意見の人が一定数存在する一方で、差別的な発言を聞いたことのある人や被差別部落に対する忌避意識を持つ人が一定数存在し、心理的差別が根強く残っている現状があります。

(2)今後の方向性

2016(平成 28)年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」は、“未だ部落差別は存在する”という現状認識のもと、差別の解消をめざすための法律です。その趣旨を広く市民に周知することにより差別の未然防止に努め、誤解や偏見の再生産が生じない社会の実現をめざします。

また、学校教育・社会教育において部落差別(同和問題)の学習の意義に対する認知を高め、正しい認識と理解を深めるための学習・啓発機会を拡大します。

6 外国人の人権



(1)現状と課題

【社会情勢】

日本に生活する外国人や外国にルーツをもつ人たちは、在日外国人、移住労働者、技能実習生、国際結婚した人、国際結婚で生まれた子ども、日本国籍者など、その立場や置かれた状況はさまざまです。近年は、技能実習生や親の事情により日本で暮らすことになった子どもたちが増加しています。

日本で暮らす外国人の中には、外国人であることを理由とした差別的な言動や賃貸住宅の入居拒否、就労における差別などを受けた経験のある人が少なからず存在します。また、特定の民族や国籍の人々を排除しようとする不当な差別的言動であるヘイトスピーチがインターネット上で拡散されているという実態もあります。

【大東市】

本市には、市内大学への留学生、事業所での技能実習生など、若い世代の外国人や家族で移住してきた人など、多くの外国人が暮らしています。

市民意識調査の結果からは、「ヘイトスピーチ」、「就労における不利な扱い」、「アパート等の入居拒否」、「社会保障における不利な扱い」に対して「差別である」と思う割合は高くなっていますが、「日本語を学ぶ機会が少ない」ことや「日本の習慣を強制する」ことが外国人の人権にかかわるととらえる意識は低い数値となっています。

また、若年層の方が、在日外国人の人権に対する意識は高い傾向がみられ、家族や親しい友人に外国人がいる人も同様の傾向にあります。

(2)今後の方向性

2016(平成 28)年に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」は、「特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせることになりかねず、決して許されるものではない」という現状認識に基づいた、ヘイトスピーチの解消をめざすための法律です。

在住外国人の人権問題についての啓発を進めるとともに、互いの文化や習慣を学ぶ機会の提供など、地域における多文化共生を実現するための多文化理解教育や多文化交流を進め、互いを認め合える文化を醸成します。

また、市民生活において必要な多言語による情報提供や生活支援・相談体制の充実を図ります。

7 新型コロナウイルス等感染症に関連する偏見や差別

(1)現状と課題

【社会情勢】



世界的な新型コロナウイルス感染症の流行拡大によって、誰もが少なからず不安や恐怖心を抱きましたが、未知の感染症に対する不安が感染者やその家族、医療従事者、エッセンシャルワーカー等への排除や攻撃、差別的言動となって表れるといったことが起こっています。

また、就労の場における感染を理由とした雇い止めや日常生活における嫌がらせ、誹謗中傷など深刻な人権侵害につながっています。

【大東市】

本市では、「STOP! コロナ差別キャンペーン」に依じて、市長のメッセージ動画の作成・配信をはじめ、シトラスリボンプロジェクトなど、差別解消に向けた取組を進めています。

しかしながら、感染者や医療従事者、その家族に対する差別事例や、コロナ禍によるストレス、生活困窮、外出自粛に起因する家族間のトラブルや DV の増加、支援金等を家族に渡さないなどの金銭をめぐる虐待事例なども発生しています。

(2) 今後の方向性

新型コロナウイルスに起因する差別の問題は、誰もが差別や人権侵害の加害者にも被害者にもなり得ることを明らかにしました。

差別や人権の問題を人ごとではなく、誰もが「当事者」であり、「社会の問題」であるということを認識できるような、相手の立場を踏まえた啓発アプローチを進めます。

また、コロナ禍による閉塞感や孤独、不安を和らげる支援体制の充実や不確かな情報やデマなどに惑わされることなく、正しい情報に基づく冷静な行動を呼びかけるなどの啓発に努めます。

8 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別



(1) 現状と課題

【社会情勢】

性を構成する要素には、身体の性だけでなく、性自認、性的指向など複数の要素があり、それらの組み合わせは多様で、どのような性のあり方であったとしても、一人ひとりの大切な個性です。性的マイノリティに対する社会的な認識は高まりつつありますが、性的マイノリティの人は、未だに差別や偏見、社会生活上の不本意な制約により日常生活を送るうえで生きづらさを抱えていることが多いのが実態です。

また、同性パートナーであることを理由にした入居拒否や本人の同意を得ずに公にしている性的指向などを他者に暴露するアウティングなどの人権侵害も起こっています。

【大東市】

本市では、全国でも早期に「パートナーシップ宣誓制度」を構築するなど、多様性を認め合い、だれもが自分らしく暮らせる社会をめざした取組を積極的に行っています。

市民意識調査の結果からは、性的マイノリティが直面している生活上の制約に対しては、若年層ほど理解を示す割合が高くなっており、その要因の一つに、性的マイノリティ当事者からの情報発信や学校を含め、性の多様性について学ぶ機会が増えていることが考えられます。

一方で、同性愛者に対する先入観を持つ人や、性的マイノリティの存在を否定的にとらえたり、当事者からのカミングアウトへの対応がわからないと感じている人も一定割合みられ、その傾向は、高齢層に強くみられます。

(2)今後の方向性

そもそも性のあり方は多様であり、多数か少数かをもって、その異なるあり方を否定や排除すべきものではないということを理解して、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見をなくすとともに、互いのあり方や違いを認め合い、誰もが自分らしく生きられる社会づくりに取り組みます。

また、性に関する悩みや不安に対して、安心して相談できる体制の整備を進めます。

9 インターネット上の人権侵害



(1)現状と課題

【社会情勢】

インターネットは、情報社会において不可欠なツールですが、情報発信の容易さや匿名性から、犯罪行為や差別的言動、プライバシーの侵害を助長する場ともなっています。

スマートフォンの普及により、大人だけでなく中学・高校生による SNS 上のいじめや誹謗中傷などの問題が起こっていますが、近年、学校におけるオンライン化の進展により、小学生でも SNS 上のいじめが顕在化しています。

また、子どもがインターネットに触れる機会が増えたことにより、オンライン上のトラブルや性犯罪につながるケースも増加しています。

情報の拡散が容易であるというインターネットの特性は、安易に差別意見に同調し、その意見を広めてしまう側面もあります。

【大東市】

本市では、「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」を制定し、市・市民・議会のそれぞれの役割を定め、誹謗中傷等の防止及び被害者支援を推進しています。

市民意識調査の結果からは、インターネット利用時間は、若年層になるほど長くなる傾向にあり、インターネット上でプライバシーの暴露や誹謗中傷を受けた経験は、若年層で圧倒的に多くなっています。

利用時間が特に長い20歳代以下では、インターネット上の情報を信頼していない傾向がある一方で、50歳代以下では、インターネットで情報収集し、さらにその審議(確認)もインターネットで行う傾向がみられます。

(2)今後の方向性

「大東市インターネット上の誹謗中傷等の防止及び被害者支援に関する条例」に基づき、市民が安全で適切なインターネットの利用を行うよう、インターネットリテラシーを高める取組を推進します。

また、インターネット上では、容易に加害者になりえることについての認識を高めるとともに、人権侵害被害が起きた場合の相談支援体制の充実と、相談窓口への誘導や救済措置についての情報提供などの充実を図ります。

さらには、行政のデジタル化によって、行政サービスの利便性を向上させる一方で、デジタルデバイドにも十分に配慮した対応を行います。

10 その他の人権問題



(1)現状と課題

①ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える「パワー・ハラスメント」や、相手の意に反する性的言動や行為を行う「セクシュアル・ハラスメント」、妊娠・出産などを理由に不利益な取り扱いをする「マタニティ・ハラスメント」、言葉や態度によって人を傷つける「モラル・ハラスメント」など、職場や家庭など、さまざまな場面で人権侵害が起きています。

②刑を終えて出所した人に対する偏見や差別

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰をめざすうえで、極めて厳しい現実があります。刑を終えて出所

した人たちが適切に社会生活を営むためには、本人の更生意欲だけでなく、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

③犯罪被害者等に対する偏見や差別

犯罪被害者とその家族は、犯罪被害を受けたことによる苦痛に加え、マスメディアによる過剰な取材やプライバシーの侵害、周囲の興味本位の噂や中傷などによって名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

また、加害者の家族等に対する精神的・社会的差別や偏見も問題となっています。

④ハンセン病患者・回復者及びその家族に対する偏見や差別

ハンセン病は、過去長年にわたり患者本人への重大な人権侵害が続き、その家族も地域の中で孤立し、差別と偏見が助長されてきました。国による隔離政策が終了したのちも、ハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件が起こるなど、依然として、差別や偏見が根強く残っています。

⑤ホームレス状態にある人等に対する偏見や差別

ホームレス状態にある人は、家庭の問題、人間関係、病気や精神疾患、失業など、さまざまな要因の結果として路上生活などを余儀なくされていますが、ホームレスとなった人々に対して、差別や偏見の意識があり、嫌がらせや暴行などの事件が起こっています。

⑥人身取引(性的サービスや労働の強要等)

人身取引(性的サービスや労働の強要等)は、犯罪組織などによって、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて場所を移動させられたり、支配下に置かれたりして、売春や風俗店勤務、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害です。

人身取引は、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難であることから、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

⑦東日本大震災に起因する人権問題

東日本大震災の被災者は、避難生活が長期化して元通りの日常生活を取り戻せない状況の人々が多数いることに加えて、原子力発電所事故に伴って、被災者に対する、いわれのない偏見、差別、誹謗中傷等の人権侵害が起こっています。

⑧こころの病の罹患者・回復者及びその家族に対する偏見や差別

うつ病や統合失調症などのこころの病は、誰でもかかる可能性のある病気ですが、これらの病気に対する偏見や差別、誤解は未だ根強く残っています。こうした偏見や差別により患者や家族が孤立したり、適切な治療につながらなかったりすることで、さらに病気が悪化する場合があります。

⑨その他

そのほかにも、「アイヌの人々」や「HIV 陽性者」に対する偏見や差別、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等」などの、さまざまな人権問題があります。

【大東市】

本市では、広報誌や講演会での人権啓発など、さまざまな人権問題をテーマに、関心を高め、多様性を認め合う取組を進めています。

しかし、市民意識調査では、「HIV 感染者等の人権」や「ハンセン病患者・元患者の人権」「アイヌの人権」「刑を終えた人の人権」などの人権問題は、他と比較して関心が低い傾向にあります。

また、同調査において、「自分の人権が侵害されたと思ったことがある」と答えた人のうち、その内容については、「パワーハラスメントを受けた(上司からの嫌がらせ等)」の割合が25.0%と最も高い状況となっている現状があります。

(2)今後の方向性

病気や民族に対する偏見や差別など、人権問題には、誤った理解や思い込みによるものも多く、その実態や背景を正しく理解することが解決のための第一歩となることから、正しい知識を得られる機会の提供に努めます。

また、ハラスメント問題をはじめ、人権問題は身近にあることを認識し、誰もが加害者にも被害者にもなりうるという当事者意識をもって人権について考え、行動できるような人権教育・啓発に取り組みます。

あわせて、周囲の人々も含めて相談しやすい体制づくりを進め、一人ひとりが自分らしく生き生きと暮らせる環境の整備に努めます。

第4章 人権行政の推進

1 人権教育・啓発の推進

(1)人権教育・啓発の目的

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域などさまざまな場を通じて、国民がその発達段階に応じて人権尊重の理念について理解を深め、体得することができるよう、多様な学習機会を提供し、効果的な手法を採用することを求めています。

市民生活のさまざまな場面で、すべての人の人権尊重に根差した教育・啓発を効果的な方法で行うことにより、市民一人ひとりが権利と自由の主体としての認識を高めて、エンパワーメントすることを目的とします。

(2)人権教育・啓発の現状と課題

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、さまざまな人権問題が生じる背景として、根本的には、基本的人権についての正しい認識や、市民的権利と市民的自由における権利の主体としての自覚が未だ人々の中に十分に定着していないことを指摘しています。また、これまでの差別の背景には、“相手を自分より劣った存在である”とみなす意識（古典的差別意識）がありましたが、いまは、“すでに差別は解消されているのに差別されていると主張することでマイノリティが得をしている。マジョリティ側が非難されて逆差別を受けている”といった意識（現代的差別意識）をもつ人が増えています。差別の実態や差別が起こる社会構造的な背景が十分に知られていないことで、こうした意識に同調して、差別的な言動や誹謗中傷を、安易にインターネットなどを通じて発信するといったことが起こっています。

本市では、これまで長年にわたり、さまざまな場面で人権教育・啓発に取り組んできましたが、それらの活動の情報が十分に市民に届いていないという実態も市民意識調査の結果から明らかになりました。年代によって関心の高い人権問題が異なることや、「人権問題は人権侵害事象を容認する人や個人の問題」とみなす意識をもつ人が存在することも、今後の人権教育・啓発の取組を検討するうえでの課題といえます。

(3)人権教育・啓発の取組方針

①多様な取組の展開

人権教育・啓発の情報発信において、従来の発信手段や方法だけでなく、これまで情報が届きにくかった層へも届くような発信手段・方法について検討を進めます。

啓発の方法については、これまで、啓発冊子・啓発ポスター等の配布、講演会・座談会・シンポジウム等の開催、映画会等の開催、市の広報誌やホームページ、SNS等の媒体を活用した活動を行っていますが、これらに加えて、市民参加型のワークショップ、フィールドワークなどの実践的な学習方法の展開やオンラインを活用した啓発を推進します。

また、より多くの人に関心をもってもらえるような市民にとって身近で参加しやすいテーマ設定や一人ひとりの権利意識を高めるような取組、新たな人権問題への対応など、多様なテーマと内容の工夫に取り組みます。あわせて、市民の関心が高い人権問題を取り上げるだけでなく、すべての人権問題は重要であり、関心が低い人権問題にも関心を高める啓発を行います。

②市民が主体となる活動の促進

人権教育・啓発は行政側からの一方的なものではなく、権利の主体として市民側からの自主的な取組として行われることが重要です。

市民自身による人権文化の創造と「人権のまちづくり」が促進されるよう、市内の企業や地域に根ざした活動を行う市民団体、NPO 法人などが人権教育・啓発の実施主体として自主的な活動に取り組みやすい環境整備を進めます。

2 相談体制の充実

(1)人権相談の現状と課題

近年、社会や経済の状況の変化とともに、人権問題は、ますます複雑化・多様化・深刻化する傾向にあります。

一方で、地域や家族とのつながりが希薄化し、身近に相談できる人がいない人や相談先がわからないという人が多くなっている状況です。市民意識調査の結果からも、実際に人権を侵害されたことある人の約3割が、「何もしなかった」と回答しており、相談等をしていないままの人が一定数存在しています。また、周囲の人が「人権を侵害されている(されているかもしれない)」と思っても、行動を起こすことに躊躇してしまうケースもあります。

そのため、行政には「誰でも」「いつでも」「気軽に」「安心して」相談できる体制の充実と、さまざまな相談に対する、きめ細やかな対応が求められています。

(2)人権相談の取組方針

一人ひとりが、悩みを抱え込まずに、いつでも気軽に相談できるよう、相談窓口の利便性を向上させるとともに、相談窓口のより一層の周知を図ります。

また、人権問題が多岐にわたることから、それぞれの事象に応じて、適切な相談機関に迅速につなげられるよう、関係機関との連携強化を図ります。

3 人権行政推進のための体制

(1) 庁内推進体制

人権行政は、行政全体の「総合行政」として取り組む必要があるという認識のもと、人権部門と企画部門が連携して「人権尊重のまちづくり」を進めます。あわせて、人権政策監を設置し、人権施策を総合的に企画・調整・推進するとともに、本基本方針の主旨に従い、庁内横断的な総合調整組織として主導的な役割を果たす推進本部会議において、総合行政として人権尊重の視点に立った施策の推進を図り、全庁をあげて人権行政を押し進めます。

また、必要に応じて、審議会に対して調査審議を求め、その意見又は具申に対して、適切な対応策を検討して、より一層の取組推進を図ります。

(2) 国・府等の機関との連携

本市では、これまでも国や府、府内市町村と連携・協力して、さまざまな取組を実施してきました。これらの成果を踏まえて、今後も国や府等と連携した取組を積極的に進めます。

(3) 市民との連携・協働

本市では、市民自らが、まちを創り育てるという信念のもとに、多様な主体が連携・協働し、まちづくりを進める「自立した市政」を実現することにより、一人ひとりの基本的人権が尊重され、誰もが安心して住み続けることのできる大東市をめざしています。

「人権のまちづくり」には、市民一人ひとりが人権に対して当事者意識をもちながら、施策の立案や策定過程、さらにその実施においても参画できるよう、市民との連携、協働に取り組めます。

また、人権問題や地域コミュニティが抱える問題などに取り組む市内の民間団体やNPO 法人などが、それぞれの特性を活かした活動により「人権のまちづくり」が推進されるよう、自主性と主体性を尊重したパートナーシップの構築に努めます。

さらに、企業についても、社会を構成する一員として「人権のまちづくり」に果たす役割は重要であることから、国が策定した「『ビジネスと人権』に関する行動計画」(令和2年)の周知浸透などを進めて、企業文化として人権の確立に向けた取組が行われるよう支援します。

資料

1 市民意識調査の概要

調査の概要

調査対象者：大東市内に居住している満 18 歳以上の市民 2,000 人

調査方法：郵送による配布と回収

調査期間：2020(令和2)年 11 月 2 日から 2020(令和2)年 11 月 20 日

有効回収数：939(有効回収率 47.0%)

調査報告書：大東市人権に関する意識調査結果報告書(別冊)

2 ヒアリング調査の概要

関係団体へのヒアリングの概要

調査対象者：大東市内で活動する団体

調査方法：ヒアリングシートの配付と回収

調査期間：2021(令和3)年 7 月 9 日から 2021(令和3)年 7 月 26 日

回収数：11団体

ヒアリング報告書：●●(別紙)

	団体名	活動概要
1	大東市立幼稚園連合会	幼児教育の振興、保護者への子育て支援講演会等
2	大東市民生委員児童委員協議会	民生委員・児童委員活動
3	特定非営利活動法人 大地の会	子ども・青少年の居場所づくり こども食堂、学習支援活動
4	特定非営利活動法人 住まいみまもりたい	生活サポートセンター運営(生活サポーターの養成、活動管理業務等) 生活支援コーディネーターの委託を受け、高齢者生活支援情報の収集、発信
5	特別非営利活動法人 ほうじょう	市の指定管理による人権文化センターの運営(施設運営・相談事業) 交流事業(地域コミュニティ(個人)・地域ネットワークの構築) 自主事業
6	特定非営利活動法人 大東野崎人権協会	市の指定管理による隣保館運営(施設運営、相談窓口の設置等) 自主事業(子どもの学習支援、日本語教室、なごみキッチン等)

7	大東市障害者自立ネットワーク	障害者の自立と社会参加の促進を図るため、市内障害者通所施設および福祉作業所が連携して障害者支援の検討及び実践、啓発活動
8	大東公民連携まちづくり事業株式会社	まちづくり事業（morineki/大東ズンチャッチャ夜市/Nukui 等） 地域健康事業（地域包括支援センター/健康ラボ/地域健康プロフェSSIONALスクール等）
9	大東市視覚障害者福祉協会	視覚障害者が日常生活において何不自由なく生活を営めるための活動
10	ふれあいデイハウス夢咲庵	体操、食事提供、音楽等による介護予防事業
11	NPO 法人 人権ネットワークのぞき	人権擁護、平和の推進、子どもの健全育成にかかる情報発信・収集及び社会教育活動

3 基本方針の策定体制

庁内会議や審議会の名簿など

4 関係法規等

5 用語集